

保育料（幼児教育・保育の無償化）について

0歳児から2歳児(3歳になる年度末)まで

- ・ 保育所
- ・ 認定こども園【保育（保育所）部分】
- ・ 認可外保育施設等（一時預かり等含む）

仕事をしているなど「保育の必要性の認定」が必要

【有償】 3歳になる年度は無償になりません

- 保育所・認定こども園
 - 課税額（市民税所得割額等）に応じた保育料
- 認可外保育施設等
 - 各施設が定める保育料等

※市民税非課税世帯は無償※
（認可外保育施設等は月額42,000円まで無償化の対象）

- ・ 幼稚園
- ・ 認定こども園【教育（幼稚園）部分】

3歳になった日から入園可能
※入園可能年齢は、施設により異なります

【3歳から無償(注)】

※預かり保育料、給食費等は有償

預かり保育料は、非課税世帯のみ無償化の対象
➢ 保育の必要性の認定が必要（月額16,300円まで）

(注) 公立施設は3歳になった年度は入園できません

- 3歳児(3歳になった以降の4月)から入園可能な公立施設
 - ・ 西幼稚園・新涯幼稚園・緑丘幼稚園・道上幼稚園
 - ・ 大学附属こども園・伊勢丘こども園
- 4歳児から入園可能な公立幼稚園
 - ・ 手城幼稚園・あけぼの幼稚園・湯田幼稚園

3歳児(3歳になった以降の4月)から5歳児まで

【年少クラスから年長クラスまで】

保育料は無償（認可外保育施設等は月額37,000円まで無償化の対象）

- ・ 延長保育料、給食費等は有償（市民税所得割額等により、副食費(おかず代)免除となる場合があります。）
- ・ 幼稚園、認定こども園（教育部分）以外は、「保育の必要性の認定」が必要

※幼稚園、認定こども園（教育部分）の預かり保育料は、保育の必要性の認定がある場合に、月額11,300円まで無償化の対象

※私立幼稚園（一部）・・・月額25,700円を超える部分の保育料等が必要となる場合があります。